別冊

令和４年度　第１回
和泉市障がい者地域自立支援協議会資料

令和４年８月２４日（水）

令和４年度　第１回和泉市障がい者地域自立支援協議会　資料

内容

権利擁護の取組み 1

相談支援部会 5

就労支援部会 9

地域移行部会 13

地域生活支援拠点部会 17

支援の質向上・ICT 活用プロジェクトチーム 21

委員提案 27

令和4年度　和泉市障がい者地域自立支援協議会　年間活動計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域自立支援協議会						【第1回】 8月24日				【第2回】 12月　日			【第3回】 3月　日
推進会議			【第1回】 5月26日		【第2回】 7月1日								
相談支援部会	全体会	【第1回】 4月25日	5月17日 （基幹・委託）	【第2回】 6月27日		【第3回】 8月23日		【第4回】 10月24日		【第5回】 12月26日		【第6回】 2月27日	
	事業所訪問 （ひと月2事業所ずつ）			6月22日	7月20日	8月　日 8月　日	9月　日 9月　日	10月　日 10月　日	11月　日 11月　日	12月　日 12月　日	1月　日 1月　日	2月　日 2月　日 2月　日	3月　日 3月　日
就労支援部会	全体会												
	工賃向上	4月27日			7月27日								
	一般就労への移行	4月22日 （打合せ）											
地域移行部会	全体会					【第1回】							
		アンケート実施	アンケート集約・整理	取組み検討									
地域生活支援拠点部会	全体会				【第1回】 7月6日								
	短期入所利用スキーム （SS・GH事業者連絡会）	アンケート集約・整理	訪問看護へ参画依頼	【第1回】 6月29日	受入れ拡大方法の検討	状態像の整理	相談支援専門員						
	在宅スキーム				居宅介護事業所ヒアリン	スキームのたたき台作成							
権利擁護の取組	法律相談（定例）			【第1回】 6月20日			【第2回】 9月　日			【第3回】 12月　日			【第4回】 3月　日
	事業所対象研修				6月頃～障がい者福祉施設従事者等対象　動画視聴による啓発開始								
							〇月～成年後見制度利用啓発研修						
	虐待関連					【第1回レビュー会議】 8月17日						【第2回レビュー会議】 2月　日	

権利擁護の取組み

概要

１．権利擁護研修

・幅広い方法で効果的な研修が実施できるよう工夫する。

・『成年後見制度の利用促進及び体制整備』の中での役割を意識しながら計画的な研修計画を立て実行する。

・サービス事業所での研修企画の一助となるよう、研修動画を作成し社協ホームページに掲載する。

・事業所に義務化されている虐待防止に向けた体制整備の充足度の把握と、整備勧奨の取組みを検討する。

２．法律支援事業

・法的見解が必要となる相談ケース等に対応するため、法律支援事業を活用する。

・特定相談支援事業所がケースを通して法律相談の活用効果を実感できるよう、『法律支援事業活用マニュアル（事例集）』の社協ホームページへの掲載に加え、定例法律相談への傍聴参加を促す。

・サービス事業所も同様に法的な課題を抱えている所もあると思われることから、取り扱う内容や利用方法（相談ルートや参加方法）などを検討した上で、サービス事業所の傍聴参加についても進める。

３．虐待レビュー会議

・対応に苦慮する虐待ケースが出てくる可能性もあることから、毎月の基幹相談支援センター内のレビュー会議で各ケースの進捗状況を確認し、対応方法等の話合いの機会を通じて課題解決につなげる。

・虐待対応から通常のケース対応に切替えるタイミングや、課題の解決または虐待対応の終結に向けた支援の方向性の確認や検討、情報共有の場として、今後も市と基幹相談支援センターによる虐待レビュー会議の開催を継続する。

権利擁護の取組み

１　権利擁護研修
令和４年度上半期の取組み実績と成果 　施設従事者等虐待防止への取組みとして、『利用者の特性や配慮すべきポイントを理解した支援の検討と実施』をテーマに研修動画を作成中。 今後の方向性 　成年後見制度利用促進に向けた研修会の開催を開催予定。 　施設従事者等虐待防止への取組みとして、上半期に作成した研修動画を９月社協ホームページに掲載予定。また、動画視聴後のアンケートで、事業所の虐待防止に向けた体制整備の充足度を調査・把握し、結果を踏まえて今後の取組みに反映する。
２　法律支援事業
令和４年度上半期の取組み実績と成果 定例法律相談を６月２０日実施。 　３事例…ハラスメントへの対応について等 　特定相談支援事業所１事業所が事例提供・傍聴参加 随時法律相談が２件。 今後の方向性 　定例法律相談を予定通り実施する。（９月、１２月、３月）サービス事業所の傍聴参加についての検討を進めていく。
３　虐待レビュー会議
令和４年度上半期の取組み実績と成果 　基幹相談支援センターで毎月進捗状況の確認を行っている。（令和４年６月現在対応件数：５ケース） 今後の方向性 　基幹相談支援センター内では引き続き、毎月進捗確認を行う。市と基幹相談支援センターのレビュー会議を年２回（８月、２月予定）開催する。

《社会福祉協議会ホームページより抜粋》

障がい者福祉施設従事者等による『障がい者虐待』を起こさないために

和泉市社会福祉協議会　障がい者基幹相談支援センター

ここでは、「障がい者福祉施設従事者虐待」に関する研修を
オンラインで受講できるように動画と資料を配信しています。

動画の閲覧および資料のダウンロードについては、以下の注意事項をご確認いただき、
専用ページへお進みください。

（注意事項）

- ○　動画データや講義資料データの無断転載は禁止です。
- ○　動画データの保存はご遠慮ください。
- ○　事前・事後アンケートへの回答にご協力ください。

（動画を再生する前に）

① 資料はこちらからダウンロードし、適宜印刷してください。　⇒　研修資料（PDF）
② 事前アンケートはこちら　⇒　事前アンケート（Googleフォーム）
③ 事後アンケートはこちら　⇒　事後アンケート（Googleフォーム）

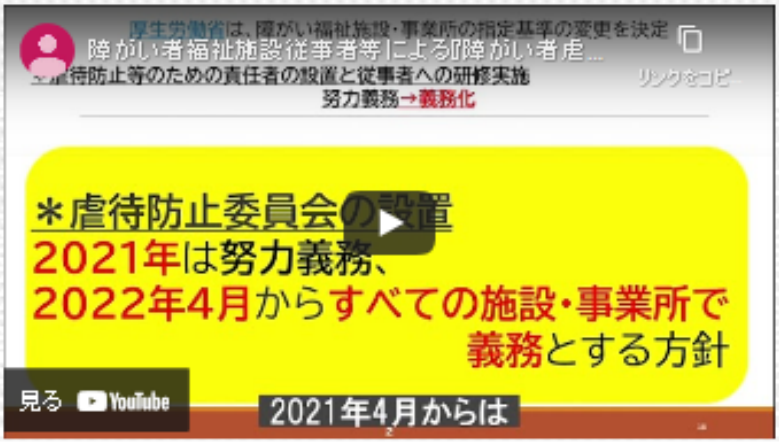

（動画は２７分です）

相談支援部会

概要

令和３年度までは事務局主体で相談支援専門員の質の向上を目的に研修会等を実施していたが、相談支援専門員が抱える課題の解決を主に部会を運営する体制へと見直しを行う。

相談支援の質の向上

（１）定例部会

定例部会において、相談支援専門員が困りごとを自ら主体的に解決するための場として部会運営を行う。（偶数月開催）

（２）事業所訪問

事業所訪問において、“業務上の課題を伺う”“委託相談との関係構築”を目的に、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所のペアで市内の相談支援事業所に出向き、実際のプランを見ながら意見交換やスーパーバイズを行う。（２事業所／月）

※事業者周知について

昨年度までは、市内の事業所の情報提供のため、紙資料としての「社会資源集」を作成していたが、今年度より web サイトによる社会資源集（ココスル）を作成している。

相談支援部会

相談支援の質の向上
令和４年度上半期の取組み実績と成果 （１）定例部会 定例部会を偶数月に実施 事業所訪問で確認した困りごとを基に、困りごとに対する取組みに関する意見交換を行った。 〇定例部会で出た課題 ・本来業務以外の業務に追われ、相談業務及び事務作業などの本来業務にかける時間を確保することが難しい。 ・他のサービス事業所から相談員の業務だと押し付けられる。 ・加算の取り方に関する説明が難しく、加算が取りづらい。後から返戻があるかもと考えると、はじめから取りにいかないほうが無難と考えてしまう。 ・自身の支援や専門的なことへの対応（法的なこと、年金申請など）に不安があっても、相談したいタイミングで相談出来ない。 ・フォロー体制（三層構造）がイメージ出来ない。 ・相談し合える相談員同士の横のつながりがない（人もいる）。 （２）事業所訪問 相談支援専門員が抱える課題等について把握するため訪問を行った。（令和４年７月時点で２件訪問） 今後の方向性 （１）定例部会（偶数月開催） ８月（第３回）の部会にて取組み内容の共有を行い、取組みのチーム分けを行い、それぞれの取組みを進める。 PDCA サイクルを意識して、２月（第６回）の部会では、取組みに対する評価と今後の方向性を確認する。 また、運営のあり方を検討するため、大阪府相談支援アドバイザー派遣を活用する。 （２）事業所訪問 事業所訪問で確認した課題については、必要に応じて部会で共有し、課題解決に向けた意見交換の題材とする。

相談支援部会

《取組み体制の見直しイメージ図》

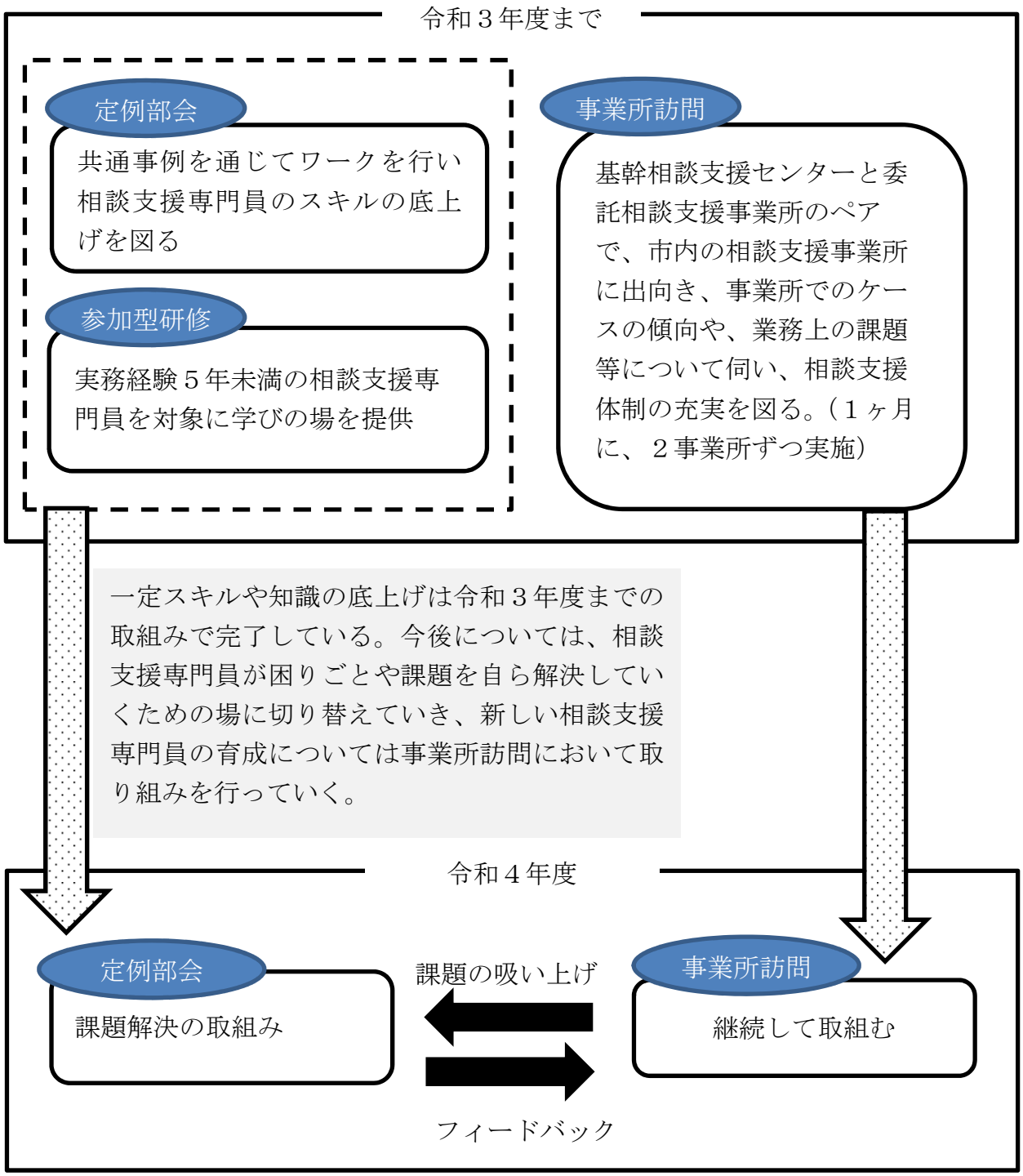

就労支援部会

概要

「一般就労への移行」及び「工賃向上」の２つのテーマに取組みを進める。
「一般就労への移行」としては、就労支援機関との連携体制の構築を進める。また、「工賃向上」としては、共同受注体制を構築し、企業へのアプローチを行う。

１．関係機関との連携体制の構築

（１）和泉支援学校との連携体制の構築

進路に関する学校側の困り事の中から、就労支援部会として協力出来ることを検討し実施する。

２．一般就労への移行

（１）実習先確保及び一覧表の作成

実習に関するルールを作成し、小規模的に実施する。実施する中で出てきた課題について協議しながら、少しずつ規模を広げる。併せて実習時にどのような情報共有が有効か検証し、実習振返りシートを作成する。

（２）就職先の確保

和泉市無料職業紹介センターとどのような連携が出来るのか意見交換を実施し、連携体制の構築に向けて協議を進める。

３．工賃向上

（１）共同受注システムの構築

共同受注グループの周知を行い、受注依頼を拡大する。

（２）販路拡大

既存の販路の拡大についての協議、授産製品の販売イベントを実施する。

※事業者周知について

昨年度までは、市内の就労系サービス事業所の情報提供のため、紙資料としての「就労支援パンフレット」を作成していたが、今年度より web サイトによる社会資源集（ココスル）を作成した。

就労支援部会

１．関係機関との連携体制の構築
令和４年度上半期の取組み実績と成果 （１）和泉支援学校との連携体制の構築 　進路を選択する際に、和泉支援学校の担任教員や進路指導部の教員が生徒本人とその家族に対し情報提供しており、合同説明会を企画する等工夫しているが、情報に偏りがあることが困り事として挙がった。 今後の方向性 （１）和泉支援学校との連携体制の構築 　生徒の進路選択にあたり、就労支援部会として協力できることについて、検討を継続して行う。
２．一般就労への移行
令和４年度上半期の取組み実績と成果 （１）実習先確保及び一覧表の作成 　取組みの進め方について協議した。 （２）就職先の確保 　無料職業紹介センターが企業訪問を行う際に、就労移行支援を活用するメリットを伝えるためのチラシ案を作成した。 今後の方向性 （１）実習先確保及び一覧表の作成 　実習に関するルールを作成し、実習の受入れが可能な企業を探す。従業員や業務内容の規模が大きい企業や中学校の実習受け入れを行っている企業が候補として挙がっている。 （２）就職先の確保 　無料職業紹介センターが企業訪問を行う際に、就労移行支援を活用する事のメリットを伝え、活用を促すことで、障がい者就労の促進と定着を図る。

３．工賃向上
<u>令和４年度上半期の取組み実績と成果</u> （１）共同受注システムの構築 　受注可能な業務を企業向けに発信するための資料作成に向け協議中。企業のニーズなどを確認し、資料の修正を行った。 （２）販路拡大 　イベント情報の共有を行った。 <u>今後の方向性</u> （１）共同受注システムの構築 　資料を完成させ、企業に向けて発信し、企業との協力関係を構築する。 （２）販路拡大 　授産製品の販売イベントの企画、実施する。

過去の委員提案について
<u>障害者就業・生活支援センター（就ポツ）との連携のあり方について</u> 　就ポツ・サービス事業者・市・障がい者基幹相談支援センターにて検討を行っている。今後、全体的な連携体制の構築等に向けて、必要に応じてハローワークや無料職業紹介センターとも合わせて検討を進める。

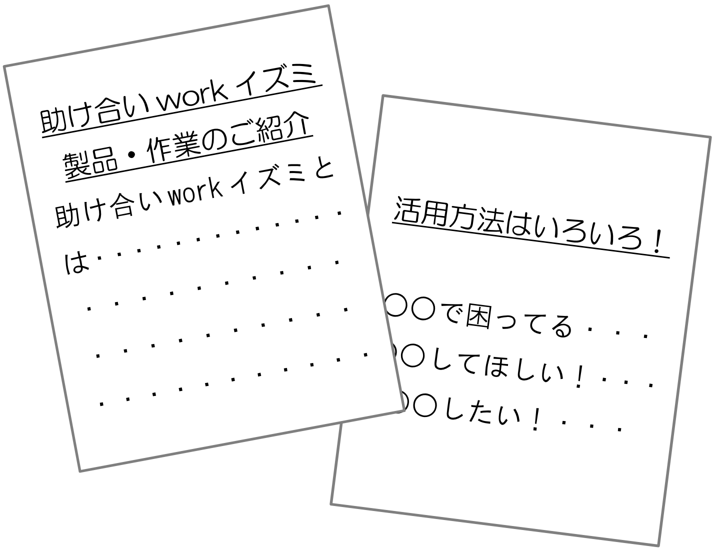

《作成しているチラシ等イメージ》

地域移行部会

概要

令和３年度までは精神病床からの地域移行を中心に取り組んできたが、令和４年度より「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて取組みの転換を図る。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

関係機関・関係事業者等に対してアンケート及びヒアリングの結果を基に、具体的にどのような取組みを実施するか検討する。

〇対象関係機関等

アンケート

・障がい福祉サービス事業所
・精神科訪問看護事業所
・精神科クリニック
・チームみずいろ（ピアサポーター）

ヒアリング

・和泉市内４か所の精神科病院
・あじさい会（精神障がい者家族会）
・和泉市内４か所の地域包括支援センター
・CSW（一部アンケート）

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和４年度上半期の取組み実績と成果（アンケート等の結果まとめ）

①情報発信・見える化

・精神科の往診してくれるところは?
・夜間聞いてもらえるところがあれば良い
・体調が悪化した時の２４時間対応
・臨床心理士などに相談できれば

②居場所・交流の場・活動の場

・当事者や家族がなんでも話せる場があれば
・気軽に集える場、自分の想いを話せる場
・障がいの有無に関わらず地域の方と交流できる場
・同じ障がいを持つ人たちと触れ合える場所
・ひきこもりの方々の居場所

③学ぶ・スキルアップ

・知識、経験がないと支援が難しい
・精神の方の支援を経験したことがない
・医療的知識(多様な疾患の主症状と基本的な対応方法)、福祉としての対応、精神薬の知識
・家族での看護のコミュニケーション方法

④医療との連携

・地域での生活ぶりが充分に伝わらない
・相談支援専門員を認知していない医師もいる
・福祉職員の同行を快諾して欲しい
・医師と情報をやりとりする術がない
・訪問看護や介護と交流の場があれば

⑤親なき後

・長期的な将来(１０～３０年後)について相談できるところがない
・親族がないかアテに出来ない場合の「親亡き後」を託す人的資源の不足
・家族で抱え込んでしまう
・親亡き後が最大の悩み

⑥住まいの確保

・重度の精神障がいがある方を支援できるグループホームがあまりない
・賃貸など契約を嫌がられる、入居拒否
・周囲の理解が難しく孤立してしまう
・住民の理解を得ること

⑦理解促進・差別解消

・理解は進んでいない地域に精神障がいの施設があるだけでも嫌がる。
・理解よりも存在を知らないと思う
・精神疾患についての知識の普及が大切
・根深く偏見はある。啓発活動が大事。

今後の方向性

部会において、アンケートやヒアリングの結果の整理・分析を行い、今後の取組み案を整理する。また、取組みに関する優先順位等を決め、今後の具体的な取組みに展開する。

地域生活支援拠点部会

概要

地域生活支援拠点整備方針に基づき、事業運用の促進と事態発生時の円滑な対応の実施に取り組む。「相談」「緊急時の受入れ・対応」以外の機能についても段階的に検討・実施を進め、地域生活支援拠点の整備・強化・評価・改善等を継続する。

１．事業運用の推進（「相談」・「緊急時の受入れ・対応」の機能）

・引き続き、相談支援部会等と連携しながら、周知や利用促進の働きかけ、登録の進捗確認を行う。
・周辺市との広域的な連携体制の構築に向け、取組みを継続する。

２．課題の抽出・検証・改善による機能強化

ワーキングにて各スキームの検討を行い、在宅スキームについては令和５年度中の運用を目指す。（居宅介護事業者、訪問看護の協力）

〇短期入所・共同生活援助の利用以外の対応の検討（在宅スキーム）

・現時点において短期入所利用困難なケースを利用につなげる方法や、受入れが可能になる方法についても、検討する。

〇短期入所での受入れ拡大の検討（短期入所利用スキーム）

・医療的ケアが理由で短期入所利用が困難な方もいることから、短期入所における医療連携体制加算活用の可能性についても探る。
・訪問看護に部会参画を依頼し、短期入所における医療連携体制加算活用の成功事例の共有を図ってイメージ化し、医療的ケアが必要な方の受入れについて具体的に検討する。

地域生活支援拠点部会

１　事業運用の推進（「相談」・「緊急時の受入れ・対応」の機能）
令和４年度上半期の取組み実績と成果 令和４年６月末時点登録件数：５ケース 通報件数：１件 経過 本人のこだわり行動に両親が疲弊し、自宅での介護困難として計画相談より通報があったが、初めての場所で宿泊することは難しく、日中一時支援で利用中の短期入所事業所（登録先）のみへ受け入れを打診。空きがなく、通報から４日後に１泊２日で利用するに至る。その間通所利用にて短時間両親のレスパイトを図った。 課題 登録先が１カ所で、登録先以外の事業所の検討も出来なかったことから、実際の受入れまで数日を要した。登録先や利用歴がある事業所を複数備えておくことが必要である。また利用者の特性から短期入所の利用に難しさがある場合の、訪問系との併用を含めた在宅支援の体制構築が必要である。 今後の方向性 ・引き続き、相談支援専門員への勧奨を継続していく（事業所訪問、更新時等） ・周辺市との広域的な連携体制の構築に向け、取組みを継続する。
２　課題の抽出・検証・改善による機能強化
事例を通し、平常時の支援内容から予測される、緊急時に必要な支援体制を可視化することで、スキームを検討する上での視点（訪問看護や居宅介護事業者等へ協力を要請するポイント等）を整理し、対象者像に応じたスキームのパターンと、事業者対応のイメージを構築するため、事例検討を行った。 〇短期入所・共同生活援助の利用以外の対応の検討（在宅スキーム） ・７月部会にて、上記事例検討を継続する。 〇短期入所での受入れ拡大の検討（短期入所利用スキーム） ・６月２９日　短期入所事業所等連絡会実施（７事業所参加） ３月に実施した事業者向けアンケートを踏まえ、事例の具体や受入れにあたり困難さや不安を感じていること等、意見交換を実施した。 例）・他市在住だが、和泉市内の事業所を利用、他市の計画相談を利用している等（周辺市との広域的連携の必要性） ・医療的ケアが必要な方の受入れ体制がない、イメージを持てない（モデルケースを通じ、医療的ケアで必要な支援の程度や訪問看護との連携のイメージをもつことが出来るような取組みや、そのための検討段階からの訪問看護の参画の必要性）

・緊急性や必要性を感じながらも、自事業所で受入れ出来ない時がある（短期入所事業所同士で調整し合えるような、事業所間の連携・顔の見える関係作りの必要性）

今後の方向性

〇短期入所・共同生活援助の利用以外の対応の検討（在宅スキーム）

・訪問看護の部会参画により、在宅での医療的ケアや精神障がいの方への支援の具体（スポット対応が可能か等）を検討する。

・居宅介護事業所へ、緊急時の受入れの可能性や具体的な動きについてヒアリングを行う。

〇短期入所での受入れ拡大の検討（短期入所利用スキーム）

・短期入所事業所等連絡会を定期開催し、緊急時の受入れや運営する中での困りごと、課題を共有・協議する場をもち、顔の見える関係作りを行うことで、連携体制を強化し、和泉市内全体での受入れ体制整備を進める。

・訪問看護の部会参画により、短期入所における医療連携体制加算活用の成功事例の共有を図り、訪問看護との連携や医療的ケアの具体的な対応（程度や回数）をイメージ化し、医療的ケアが必要な方の受入れについて検討を進める。

≪支援者向け≫　緊急事態発生時の対応イメージ図

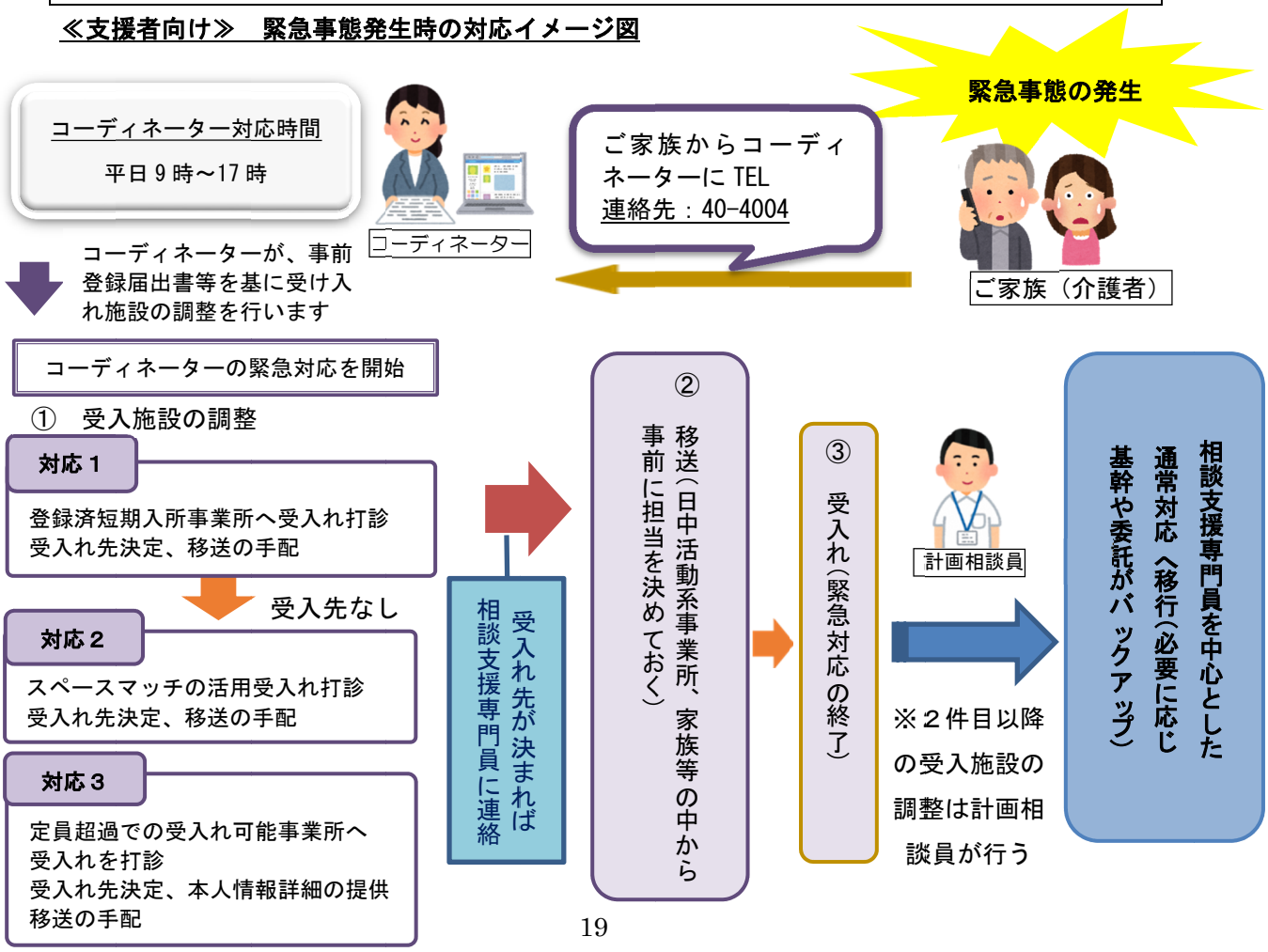

支援の質向上・ICT 活用プロジェクトチーム

現行の支援の質向上・ICT 活用プロジェクトチーム（以下「PT」とする。）を部会化する件について

プロジェクトチームの概要等

PT の発足について

・部会の取組みや令和 3 年度報酬改定（障がい者虐待防止関係含む）の動き、日ごろの業務を通じて、自立支援協議会や現行の部会だけでは対応できないものが多くあることを認識。
・自立支援協議会は条例に基づく附属機関であるため、柔軟な対応が困難であり、より現場に即した柔軟かつ実効性のある検討の場が必要。
・PT 発足について、令和 2 年度末実施の自立支援協議会にて協議を行い、承認を得て取組みを進めることとする。

PT の取組みについて

「支援の質」の向上に関する取組みを進めることで、質の高い日々の支援につなげていくものとする。

また、ICT の活用による業務効率化を図ることで、日々の支援の質の向上に集中することができる。※事業者の主体性を最大限引き出し、取組みを進めるものとする。

支援の質向上・ICT 活用プロジェクトチーム

１．令和３年度の取組み等
令和３年度の取組み経過 ６・７月　市のホームページや部会等において事業者の公募を実施 ８月　顔合わせ及び課題抽出（KJ 法を用いて）、カテゴリー化を実施 ９月　課題をもとにカテゴリー化の実施 １０月・１１月　カテゴリーごとでの課題の統合・整理、取組みの方向性などを整理 １月　取組みの方向性などに基づき、取組みのアイデア出し ２月　取組み内容の整理 ３月　取組みテーマの決定及びチーム編成 現在　チームごとで取組み開始（令和４年度４月～） PT 参画機関・事業者 ・計画相談支援 ・短期入所 ・生活介護 ・就労継続支援 B 型 ・障がい者相談支援センター （事務局） ・障がい者基幹相談支援センター ・和泉市障がい福祉課 PT での検討テーマ １障がい福祉サービスの利用支援について ①情報収集・共有、②マッチング ２支援に関すること全般 ①個別支援、②就労支援、③共同生活援助、④居住支援 ⑤家族理解・家族支援、⑥8050 問題・親亡き後、⑦制度 ３社会資源 ①居宅介護、②移動支援、③計画相談、④医療的ケア ４インフォーマルな資源について ①サービスでは対応できないもの ５多機関連携 ①支援における連携、②事業所間での連携・情報共有 ６医療機関との連携

７制度間の連携
　①児・者・介護の連携
８業務の効率・事務作業について
　①連絡調整の効率化、②事務作業の効率化
９人材育成・確保・スキルアップ
　①人材育成の体制、②人材育成の手法、③人材確保、④スキルアップ
１０権利擁護
　①虐待防止、②意思決定支援
１１引きこもり・居場所
　①居場所・支援、②支援
１２地域課題
　①啓発、②課題抽出、③地域力
１３感染症・災害など緊急事態への対策
　①新型コロナウィルス、②BCP（業務継続計画）
１４障がい者地域自立支援協議会のあり方

２．令和４年度（現在）の取組み等
令和４年度より以下の２つのテーマごとでチーム編成のもと、取組みを開始する。 チーム A「社会資源の作り方、あり方」 取組み内容：社会資源集（ココスル）の活用のあり方について活用状況等を踏まえて、検討する。また、社会資源のあり方に加え、マッチングの視点も踏まえて取組みを進める。 チーム B「個別支援計画の在り方、サービス提供の在り方」 取組み内容：個別支援計画の作成等のあり方について理解促進をひろめるために、サービス提供プロセスに関する研修や個別支援を進める。 ※計画相談支援の在り方や人材育成の視点も踏まえて取組みを進める。

３．協議（提案）事項
令和３年度における取組準備を経て、令和４年度より本格的に取組みが進み始めている状況である。取組みが開始し、実効性を持たせるため、PT を解散し、部会化させる。 取組みを進めていくうえで、他の部会（相談支援部会、就労支援部会など）との協働や意見提起などが考えられるため、部会化が必要であると考える。

《ココスルちらし》

７つのセクション　＋➡

１．個別支援計画の作成

①サービス提供プロセス（全体像を理解する）　➡**本人中心支援の基礎**

②サービス担当者会議への参加準備　～利用者概要の把握～➡**チームアプローチ**

③サービス担当者会議への参加　～アセスメントの深化と**生活全体のニーズ把握**～

④個別支援計画作成に当たり本人との面接　～事業所におけるニーズ把握～

➡**ニーズ整理と本人面談**

⑤個別支援計画**案**の作成・**説明**　➡本計画完成

２．個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法

⑥サービス担当者会議（モニタリング）　➡**エンパワメントと新たなニーズ**

⑦個別支援計画修正案の作成➡**多職種連携・意思決定支援・合理的配慮**

委員提案

委員名	奥野栄祐
テーマ	緊急時対応をより円滑に行える体制作りと、より安心して暮らし続けられる地域づくりについて
現状・課題	地域生活支援拠点事業において、短期入所を活用した事前登録が進んでおらず、また、居宅介護等の他サービス利用による緊急時対応の体制づくりが必要とされている中、利用者個々の緊急時対応のあり方が支援者間で共有できていない。
目標	○計画相談支援により作成されるサービス等利用計画に緊急時対応の必要性や課題を記入することとする。 ○利用者、各家族においての疾病や事故等緊急時を想定した対応の必要性が支援者間で事前に共有され、緊急事態となった際に円滑な対応が出来る体制を整える。 ○利用者に緊急事態が起こっても、対応は計画的なものとする。 このことにより利用者は起こり得る緊急事態とその対応を具体的にイメージすることで、地域生活支援拠点事業での取り組みが促進される。
取組み案	サービス担当者会議等で緊急時対応の必要性や対応内容、役割分担について協議を行い、そのことをサービス等利用計画に明記し、支援者間で共有する。
関係者	地域自立支援協議会相談支援部会、地域生活支援拠点事業部会、サービス事業者
協議事項	取組み案に対する協議の進め方 サービス担当者会議での緊急時対応の必要性についての支援者間での協議の円滑な進め方
その他	利用者及びその家族は、緊急事態を想定されることが少なく、ぎりぎりまで家族で頑張ってしまう傾向にあると感じる。また、家族が感じている介護負担等への危機感と、事業者から見た危機感（心配事）にはギャップがあり、相談支援専門員でもイメージがつきにくいことが多いと考える。そのギャップを小さくする作業をサービス担当者会議等で行うことで、より安心、具体的な計画になればと期待する。